

第3章 基本計画

1 「マイスポーツ運動」の推進

(1) 市民が参加しやすいスポーツ行事とスポーツを通じた健康づくり行事の開催

目的	誰でも気軽に参加しやすいスポーツの行事やスポーツを通じた健康づくり行事を開催し、「マイスポーツ運動」のうち「するスポーツ」の推進を図ることを目的とします。
----	---

誰でも気軽にできるニュースポーツの紹介

現 状

体育課で貸し出しを行っているニュースポーツ（ 10 ）の用具は、体育指導委員（ 8 ）をはじめ、地区公民館、子ども会、学校行事などで利用されています。

体育課が所有するニュースポーツ用具 25 種目

【ニュースポーツ用具貸出件数】

年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
件数	325 件	329 件	313 件	330 件	316 件

体育指導委員が中心となって地域での普及を図ったグラウンド・ゴルフは、高齢者を中心に愛好者があり、会員数 400 余人を擁する協会も設立されて活動が行われています。また、インディアカも成年層を中心に普及し、協会や連絡会が開催する交流会などに多くのチームが参加しています。

課題・問題点

体育指導委員が地域で行うスポーツ行事にニュースポーツも取り入れ実施していますが、スポーツ行事であるため参加者はスポーツ経験者や実施者が中心となっています。これまでスポーツは、健康づくりや教育的側面から手段として行われてきましたが、スポーツ本来の「楽しみ」や「遊び」にも重点をおいた事業を考える必要があります。

今後の方針

町内の運動会や老人クラブ・子ども会、企業・事業所が行う行事などに、誰でも気軽にできるニュースポーツを紹介できる機会をつくるよう働きかけます。さらに、指導者として活動している体育指導委員のほかに新たな人材養成を図ります。

また、各年代や性別によって好まれる種目も異なるため、種目の選定を検討するとともに貸し出しする用具の補充・充実に努めます。

既存スポーツルールの簡易化による参加者の拡大

現 状

市民地域スポーツ交流会（ 7 ）では、ピッチャーが投げる山なりのボールを打つスローピッチ・ソフトボールや、軟らかいゴムボールを 8 人で打ち合うソフトバレー、卓球のボールを大きく軟らかくしたラージボール卓球など、これまで行われていたスポーツのルールやボールを替えることにより、参加者の拡大を図っています。

【平成 21 年度市民地域スポーツ交流会参加状況】

種 目	開催学区	参加者
ソフトバレー	6 中学校区、3 小学校区	332 人
スローピッチ・ソフトボール	3 中学校区、1 小学校区	522 人
ラージボール卓球	2 中学校区	72 人

課題・問題点

ルールや用具が市民に浸透するまで時間がかかるため、種目の選定と期間を定め地域に普及していく必要があります。

スポーツ経験のない初心者が対象の中心となるため、ラケットなどの用具が特殊で高価なものは避け、できるかぎり既存の用具を活用できるよう工夫する必要があります。

今後の方針

地域の実情や要望を踏まえ、体育指導委員会でルールや用具の検討を行い、地域での普及に努めます。

公式ルールでスポーツをしたい人には、体育協会（ 9 ）加盟団体や地域で活動するスポーツグループへ移行できるように紹介するなどの支援を行います。

地域での出前スポーツ教室や体力測定会などの開催

現 状

地域スポーツスクール事業は、平成 14 年度から体育指導委員が地域のスポーツグループと協力して開催しており、平成 21 年度では競技スポーツのほか健康体操など、8 中学校区で 21 スクールが開催されています。また、ニュースポーツを紹介するまちかど講座を 2 回開催しました。

体力測定会は、スポーツセンターで一般と 65 歳以上を対象に、それぞれ年 2 回（ 5・11 月）開催しています。

課題・問題点

健康に対する関心が高い人は多いものの、実際にスポーツなどを行っている人は多くありません。アンケート調査結果では、「スポーツはしない」と回答した人は 37.5% となっています。体力測定会だけを実施しても、日ごろスポーツを行っていない人や健康に自信のない人が参加するための魅力が少ないと考えられます。地域で行われる各種行事に、日ごろスポーツをしない人たちが参加できるような工夫やスポーツの効用などを伝え、スポーツを始めるきっかけづくりが必要です。

今後の方針

新たな会員の募集をしたい地域のスポーツグループと協働で開催する地域スポーツスクール事業を充実します。

地域で開催される各種行事にあわせて健康相談会などを実施できるよう、体育指導委員や町内会、関係機関と連携を図ります。

市民地域スポーツ交流会の充実

現 状

平成 19 年度より市民体育大会に代わって中学校区を単位に開催している市民地域スポーツ交流会は、中央での交流会を実施しているバドミントンを含め平成 21 年度には 4,143 人の市民が参加しています。開催種目は、ソフトボール、バドミントン、卓球、インディアカなどの種目のほか、ミニテニス、フットサル、カローリング、ドッジビーなど初心者も容易に参加できる種目を取り入れられています。

【市民地域スポーツ交流会（市民体育大会）参加者の推移】

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
市民体育大会	6,221 人	5,863 人	-	-	-
市民地域スポーツ交流会	-	-	3,426 人	3,686 人	4,143 人

課題・問題点

開催範囲をこれまでの小学校区から中学校区に拡大したことにより参加者は増加していますが、個人又はペアなど少人数で実施する種目が増加した反面、ソフトボールやバレーボールなどチームで行う種目の実施が少なくなっています。

気軽に少人数でできる種目とともに、チームでゲームを楽しむ種目の愛好者の拡大も、地域の多様なスポーツニーズに対応するためには必要です。

今後の方針

市民地域スポーツ交流会の開催種目と参加者の拡大を進め、初心者にも実施可能なニュースポーツを取り入れ、市民のスポーツ人口の拡大を図ります。

市民総参加型スポーツ行事(スポーツチャレンジデー)の開催

現 状

【国際チャレンジデー】

それぞれの市町村が開催し、ほぼ同じ人口規模の市町村が、毎年 5 月の最終水曜日（チャレンジデー）に何%の住民がスポーツをしたかを競う、カナダで生まれたスポーツの祭りです。誰でも 1 人 15 分間スポーツをすればポイントになり、20 か国以上で行われている国際的なスポーツイベントです。

平成 14 年 8 月に市制 50 周年記念事業の一環として、全国に向け安城市を広く情報発信することを目的に夏季巡回ラジオ体操会を、市陸上競技場をメイン会場、市内 3 か所の中学校をサテライト会場に開催しました。体育指導委員はじめ地域による PR の成果で、4 会場で合計 6,222 人の参加がありました。

ラジオ体操会は、普段運動をしていない人も気軽に参加できる事業として行われていますが、サテライト会場へも 1,000 人以上の参加があり、全国放送に参加することとあいまって、多くの市民の参加となったと考えられます。

平成 21 年度に「おはよう！ふれあいラジオ体操デー」の開催を各地域に呼びかけたところ、84 会場が名乗りを上げ、延べ 753 日間で延べ 25,682 人の参加がありました。

課題・問題点

老若男女を問わず参加できるスポーツ行事として考案された「国際チャレンジデー」は、市民総参加型スポーツ行事として平成 15 年度には全国で 91 市町村が参加し

て開催されました。参加市町村の人口規模は 10,000 人以下の自治体が多く、人口に対する参加率は 60%以上となっています。

安城市に置き換えると、参加率 60%となるためには、100,000 人以上の参加が必要であり、自治体間で行われる「国際チャレンジデー」への参加は、参加率を競うため現実的ではありません。

しかし、市内の 8 中学校区単位での参加率を競う事業であれば、実現可能であると考えます。体育指導委員を中心に、町内会や学校、企業、商店街などの事業と協働して、集計作業の方法などを含め、開催に向けた検討を行うことが必要です。

今後の方針

「おはよう！ふれあいラジオ体操デー」を、参加率を競うスポーツチャレンジデーとして、市内 8 中学校区で開催できるよう町内会等に働きかけます。

民間資本導入と活用によるスポーツ振興の推進

現 状

近年の全国規模で開催されるスポーツイベントでは、サッカーやバスケットボールなど企業が協賛して開催されるスポーツ大会が数多くあります。

市民レベルのスポーツイベントとして開催されている安城シティマラソンには、市内の企業が協賛し、参加者へ自社製品の提供があり、参加者に大変喜ばれています。また、町内の運動会などに地元の商店が協賛して、商品を提供するなどの支援を行っている地域もあります。

スポーツイベントに企業が協賛することによって、そのイベントの付加価値が増し、参加者に対する魅力が増すとともに、協賛することで企業が目指す社会貢献と合致すれば、双方にメリットがあります。

課題・問題点

アマチュアのスポーツ大会では、冠大会の開催をこれまで避けるような傾向がありました。また、市が主催する事業の経費も全額市費で賄うことを当然としてきました。

スポーツ大会経費の負担軽減や、大会の付加価値を高め、より多くの参加者に大会の魅力を感じてもらうため、大会の主催者はさまざまな努力をしています。また、企業は、集客力があり、企業の社会貢献や宣伝効果のあるイベントを企画しています。

魅力あるスポーツ大会は、主催者、企業にとってもイベントの成功に結びつきやすいといえます。市民レベルのスポーツ大会でも、身近な企業から協賛を受け、参加者にとってより魅力ある大会として開催することを検討する必要があると考えます。

今後の方針

スポーツイベントと民間資本を結びつける方法や双方のメリットを研究し、市民のスポーツ振興に民間活力を導入するよう努めます。

計画目標

個人が心がけること

- ・ 健康や体力づくりは自己責任が基本と考えられるので、自らの体力や健康に関心を持ちます。
- ・ 年に1度は体力測定を行い、自らの体力や健康の状態を確認します。
- ・ 個々の年齢や体力に応じたスポーツを行い、体を動かす楽しさを知り、習慣付けます。
- ・ スポーツを通じて多くの人と知り合う機会を大切に、スポーツをする仲間をつくります。
- ・ 地域の行事に進んで参加します。

地域で心がけること

- （スポーツグループ）
 - ・ スポーツをする仲間を増やすため、体育指導委員と連携して、地域スポーツスクール事業を活用します。
 - ・ 日ごろ活動している地域外のグループとも交流を進めます。
- （体育指導委員）
 - ・ 地域で活動するスポーツグループと協働で、初心者などを交えたニュースポーツ体験会や、年齢や体力に応じルールを簡易化したスポーツ体験講座などを開催します。
 - ・ ルールを簡易化した新たなスポーツの開発に努めます。
 - ・ 地域で活動するスポーツグループや住民の声を集め、参加しやすいスポーツ事業を進めます。
 - ・ 他地域の体育指導委員と協働して、スポーツグループ間の交流を働きかけます。
- （子ども会）
 - ・ 高度な技術を必要とせず、誰でも気軽にできるニュースポーツなどを行事に取り入れます。
- （PTA）
 - ・ 親子でいっしょに楽しめるスポーツ行事を企画します。
- （町内会）
 - ・ 地域活動の中に、市が提供するスポーツ事業を活用します。
- （町内会・学校・事業所・商店街）
 - ・ 地域のコミュニティづくりとして、住民にスポーツ行事への参加を呼びかけます。

行政や関係団体が心がけること

- （体育協会）
 - ・ スポーツ実施者のレベルに応じたルールの簡易化に努め、スポーツ愛好者の拡大に努めます。
 - ・ 地域でのスポーツ普及のため、技術指導など支援を行います。
 - ・ スポーツ人口拡大のため、魅力あるスポーツ事業を開催します。
 - ・ 地域の企業や事業所にスポーツ事業への協賛を呼びかけます。

(企業・事業所)

- ・ 社会貢献として魅力あるスポーツ行事を支援します。
- ・ 従業員の健康や体力向上のためスポーツ行事への参加や、従業員の地域スポーツ指導者としての活動を推奨します。

(市)

- ・ 誰にでも気軽にできるニュースポーツの情報を発信するとともに、初心者の方のスポーツ活動を推進するために貸し出し用の用具を整えます。
- ・ ルールが簡易化され、誰でも実施しやすいスポーツの情報を発信します。
- ・ 地域と連携して、出前のスポーツ教室や体力測定会を開催します。
- ・ 小学校区を超えた地域間の市民地域スポーツ交流会を推進します。
- ・ 企業など民間の経済的支援のほかに、スポーツ行事への参加協力など、魅力あるイベントの開発を民間、スポーツ団体とともに行います。
- ・ スポーツチャレンジデーへの参加を呼びかけるとともに、過度な地域間競争とならないよう配慮します。

(2) スポーツをみる機会の提供

目 的	全国レベルのスポーツ選手のプレーをみたり、指導を受けることにより市民のスポーツレベルや競技知識の向上を図るとともに、「スポーツをみる」楽しさを味わう機会を提供します。
-----	---

スポーツ観戦推進事業の充実

現 状

スポーツ観戦推進事業は、毎年種目を替えて指導会や模範試合などを開催しており、種目の選定にあたっては市体育協会（ 9 ）加盟団体と調整しています。市内の小中学生を中心に、広く市民の参加を得ています。

【過去の実施種目】

開催年度	内 容
平成 17 年	バドミントン（ヨネックス）
平成 18 年	軟式野球（ニッセイ野球部）
平成 19 年	ソフトテニス（デンソー、東邦ガス）
平成 20 年	水泳（松田丈志他）
平成 21 年	陸上（青戸慎司、中京大陸上部）
平成 22 年	ラージボール卓球（小野誠治他）

課題・問題点

基礎調査結果では、「スポーツが嫌い」とした人の約 2 割が「スポーツをみるのは好き」と回答しており、スポーツ観戦がスポーツに親しむ契機となると考えられます。

広く市民に愛好され行われている種目や、人気の高い選手・チームを選定することが必要となります。

今後の方針

スポーツをみることがスポーツを行う契機となるよう、市民の関心が高いスポーツ種目や選手の選定を行い、より多くの市民にスポーツをみる機会を提供します。国が行う海外とのスポーツ交流事業などを活用した事業展開も検討します。

日本リーグなどトップレベルの試合の開催

現 状

平成 6 年に開催された「わかしゃち国体」の会場地となった縁もあり、ソフトボール、バスケットボールの 2 種目は、国体以後、日本リーグなどが開催されています。市内にはバスケットボールの Wリーグに所属するチームがあり、地元チームの活躍は、郷土への愛着やスポーツに関心を持つ契機となっています。また、ソフトボール日本リーグには、男女各 3 チームが県内のチームとして登録されており、毎回多くの市民が観戦しています。

【現在行われている主な日本リーグ種目】（50 音順）

サッカー	ソフトテニス	ソフトボール	卓球	テニス
バスケットボール	バドミントン	バレーボール	ハンドボール	

課題・問題点

市内で開催される日本リーグは、市ソフトボール協会、市バスケットボール協会が中心となって県や国のスポーツ団体と調整を図り、大会を運営しています。市内にスポーツ団体のない種目や、市内を中心に活動し県や国のスポーツ団体とつながりの薄いスポーツ団体の種目などは開催されていません。

今後の方針

現在、市内での日本リーグ開催は、市体育協会加盟団体が主管して日程調整や大会運営を行っていますが、近年、各日本リーグ参加チームのホームゲームとして各地でリーグが開催されるものが増えています。

市内にスポーツ団体がなくとも、日本リーグ参加チームとの調整によっては招致し、開催できる可能性があるため、新たな種目の開拓を図ります。

計画目標

個人が心がけること

- ・ 自らの目で、スポーツ選手の高度な技術をみる楽しさを味わいます。
- ・ 家族や友人とスポーツ観戦の機会を増やし、チームや選手を応援します。

地域で心がけること

(スポーツグループ)

- ・ 素晴らしいプレーを目前で観戦できる機会に、グループの仲間や家族と参加します。

行政や関係団体が心がけること

(企業・事業所)

- ・ 自社や関連企業のチームなどの社会貢献活動として、スポーツ事業に協力します。

(日本リーグ参加チーム)

- ・ ホームゲーム開催を市や市体育協会に働きかけ、チームの応援者拡大に努めます。

(体育協会)

- ・ みるスポーツ愛好者の拡大のため、これまで実施してきた日本リーグなどの大会運営のノウハウを活かし、新たな種目の開拓を行います。

(市)

- ・ 市民のニーズを的確に把握し、より多くの市民が観戦したり、指導を受けたりできる事業を開催します。
- ・ 日本リーグ開催に必要なスポーツ施設・設備を充実します。
- ・ 市広報などにより、市民に開催の情報を提供します

(3) スポーツボランティアの普及と活動機会の提供

目 的	市民のスポーツへの多様な関わり方の一つとして、スポーツ行事の運営を支えるボランティア（ 6 ）活動を通して、「ささえるスポーツ」の推進を図ることを目的とします。
-----	--

スポーツボランティアの普及

現 状

近年、自由時間の増加や経済的な豊かさの中で、精神的な充実感や生きがいを求めて、様々な方面でボランティア活動が行われるようになってきました。

安城シティマラソンや明治用水緑道市民駅伝大会では、沿道の走路員や豚汁の提供などに多数のボランティアの協力を得て運営しています。

課題・問題点

安城シティマラソンや明治用水緑道市民駅伝大会ではボランティアを公募していますが、応募される人は少なく、スポーツ団体や企業のボランティア組織などに協力を依頼しています。

これまで、スポーツ行事にボランティアとして協力しやすくなるような、協力依頼の内容や業務を明確にした情報提供が足りなかったと考えます。また、専門的知識や技術を必要とする業務内容によっては、有償ボランティアを公募するなどの対応が必要と考えます。

今後の方針

市ホームページや大会開催要項に、募集するボランティアの業務内容などを明示していきます。また、ボランティアに協力してもらう業務内容についても検討し、幅広い分野で活動する市民と協働してスポーツ行事が開催できるよう、スポーツボランティアの普及に努めます。

また、スポーツ行事をボランティアと協働開催できる新たな分野の開拓を進めるとともに、“乗り合わせキャンペーン”（P40・41「駐車場の確保と乗り合わせの推奨」（参照））など環境整備にも取り組みます。

スポーツ大会運営を各種ボランティア団体に協力依頼

現 状

平成 21 年度に開催した安城シティマラソンでは、約 500 人のボランティアが走路員、交通指導員、豚汁サービス、情報処理（記録証の発行）、自転車による前走、給水所などの係員として協力しています。

一般公募で応募した人はこのうち数人で、ほとんどのボランティアは企業のボランティアグループや商店街連盟、スポーツ団体などに協力を依頼しています。

市では、市民が主役のまちづくりを進めるため、市内で活動するボランティアやNPO（ 11 ）などにスポーツイベントなどの情報提供と情報発信を行っています。

課題・問題点

市内では、福祉関係をはじめ生涯学習分野など様々な分野でボランティア団体が活動しています。また、社内に社会貢献を目的としたボランティア団体をもっている企業・事業所もあります。

市社会福祉協議会内にあるボランティアセンターと、市民活動センターが連携し、

市内で活動するボランティアやNPOなどに情報提供を行っていますが、スポーツ以外の分野で活動しているボランティアやNPOの関心が低いのが現状です。

今後の方針

安城シティマラソンや明治用水緑道市民駅伝大会は、現在でも、多くのボランティアの協力で開催していますが、スポーツ分野以外の各分野で活動している人とも協働して、市民総参加のスポーツイベントとなるよう働きかけます。

市民活動センターに登録されている団体やNPOなどが活動分野以外のイベントにも関心を持ち、行事の計画の段階から参加できるような環境づくりに努めます。

計画目標

個人が心がけること

- ・ 自らの時間や技術、経験を生かし、他者や地域社会に貢献するボランティア活動に関心を持ちます。

地域で心がけること

- (学校)
 - ・ 児童、生徒の社会参加を促すため、ボランティア活動を推進します。
- (町内会)
 - ・ 地域社会のコミュニティ形成のひとつとして、ボランティア活動を推進します。

行政や関係団体が心がけること

- (企業・事業所)
 - ・ 社会貢献の一貫として、スポーツ分野でのボランティア活動にも取り組みます。
- (ボランティア団体)
 - ・ 様々な分野のボランティアが協働して実施できることを検討します。
- (市)
 - ・ 求めるボランティアの業務内容などを広く市民に情報発信します。
 - ・ ボランティアが参加できる新たなスポーツ分野の開拓を、ボランティア団体とともに進めます。
 - ・ ボランティアやNPOなどの情報の共有化に向けた支援体制の整備に努めます。
 - ・ 市民の自主性や自発性を尊重し、ボランティアとして活動しやすい環境づくりに側面から支援します。

(4)生涯学習、健康づくり、スポーツ分野の連携

目 的	健康づくりやスポーツ事業に取り組む生涯学習、健康づくり、スポーツ分野が互いに連携を図り、市民の「マイスポーツ運動」の輪を広げます。
-----	---

公民館講座、高齢者教室などでの健康づくりやニュースポーツの紹介と指導者派遣
現 状

市内 10 地区公民館で開催されている公民館講座は、平成 21 年度には 143 講座に 3,531 人、また、高齢者教室は、12 教室に 1,735 人が参加しています。健康推進課、介護保険課では、市民の健康づくりへの意識高揚を図るとともにその実践方法を指導することにより「要介護状態」となることを予防するため、町内会主催の「町内会健康体操教室」に月 1 回職員等を派遣し、貯筋体操等の運動指導を実施しています。また、老人クラブや町内会等に保健師や管理栄養士、歯科衛生士が出向き、生活習慣病予防や介護予防の知識普及のためのまちかど講座を実施しています。

【町内体操教室】健康づくりリーダーと連携し健康推進課が実施

年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
町内会数	14 町内会	17 町内会	20 町内会	20 町内会
実施回数	163 回	149 回	209 回	232 回

市内では高齢者を対象とした健康づくり講座が開催され、講義と室内で行う体操などが中心に実施されています。かつてはニュースポーツ（ 10 ）として紹介されたグラウンド・ゴルフも、現在では高齢者を中心に広く普及し、ゲートボールと並んで高齢者スポーツの代名詞的な存在となっています。運動の日常化とともに、生活様式や食生活の変化により、活動的で自立した高齢者が多くなりました。

課題・問題点

スポーツをすることは、健康で生きがいのある生活を送るためには有効です。自らの体力に応じたマイスポーツを見つけ、ニュースポーツをはじめとするいろいろなスポーツの体験機会を提供するため、公民館など地域で開催される様々な事業を利用し、そうした機会を増やす取り組みが必要です。

今後の方針

健康づくり講座は今後も継続し、体育指導委員（ 8 ）がニュースポーツを地域で開催される各種講座に体験講座として取り入れるよう働きかけるとともに、指導者の派遣を行います。

市民大学での健康づくりやスポーツ分野の講演実施

現 状

生涯学習課が主催する市民大学は、様々な分野で活躍する著名な講師を招き、連続講座として毎年開催しています。

【平成 20 年度講師】		参加者
関 口 知 宏（俳優）	「心に響く感動体験～旅・人とのふれあい～」	972 人
松 平 定 知（元アナウンサー）	「私の取材ノートから～その時歴史が動いた」	872 人
益 子 直 美（元プロ野球選手）	「チャレンジ精神が私を変えた」	731 人
【平成 21 年度講師】		
堀 尾 正 明（元NHKアナウンサー）	「あなたが主役でまちが輝く～地域の底力のひみつ～」	688 人

藤田 智 (恵泉女学園大学人間社会学部准教授)	「野菜で元気! ~みんなで進める地産地消~」	651人
篠原 菊紀 (諏訪東京理科大学共通教育センター主任教授)	「ぐんぐん良くなる頭の使い方~篠原流活脳トレーニング~」	655人
岡崎 ゆみ (ピアニスト)	「トーク&ミニコンサート~良い子を育てるクラシック 名曲は心の栄養剤」	605人
松居 一代 (女優・イラスト)	「もったいないで幸せになろう」	679人

課題・問題点

平成 20・21 年度で健康やスポーツに関する講師は、8人のうち益子直美さんと篠原菊紀さんの2人となっています。市民の健康に対する関心が高まっている中、市民大学においても、病を克服してスポーツに取り組む人や、自らの限界に挑む人など、健康づくりやスポーツに生きがいを求め活動している講師を加えていくことが必要です。

今後の方針

現在も、健康づくりやスポーツに関する分野の講師が講座に組まれていますので、今後も継続してスポーツ分野で活躍している講師を選定し、生涯学習課に紹介するなど、継続した実施を図ります。

スポーツスクールなどでの健康チェックや体力測定の実施

現 状

初心者を対象に体育館スポーツスクールや市体育協会（ 9 ）スポーツ教室を開催しています。

【平成21年度参加者(単位:人)】 スクール3期は、体育館改修のため開催を中止

			1 期	2 期	3 期	計
体育館 スポーツ スクール	少年	2 コース	32	29	-	61
	女性	3 コース	48	32	-	94
	一般	5 コース	148	132	-	280
	親子	1 コース	40	43	-	83
計		11 コース	268	250	-	518
体育協会 スポーツ 教室	少年	5 コース	197	255	222	706
	一般	5 コース	103	80	-	223
	女性	2 コース	80	78	40	198
計		12 コース	412	413	302	1,127

体育館スポーツスクールは市が主催し、ストレッチ体操やニュースポーツなど既存のスポーツ種目以外の身体運動を中心に開催しています。市体育協会スポーツ教室は、市体育協会加盟団体がそれぞれのスポーツ種目愛好者拡大のため開催しています。いずれも1・2期は10~13回程度、3期は10回程度を単位として開催しています。

課題・問題点

いずれの事業も、初心者を中心に開催していますが、初心者の動機付けなどの具体的な方法や各期の指導カリキュラムは各スクール、教室指導者の裁量の範囲で実施しています。スポーツ経験の少ない初心者や高齢者などが、継続的にスポーツを続ける動機付けと自らの健康状態を知るため、健康チェックを行うことが必要です。

今後の方針

スポーツを通じた健康づくりを目的にスポーツスクールなどに参加している成人に対し、継続的なスポーツ活動に向けた動機付けや自らの健康状態や体力を知るため、

必要に応じて健康チェックを健康推進課などと連携して実施します。

計画目標

個人が心がけること

- ・ 自らの体力に応じたマイスポーツを見つけるため、体験講座などに積極的に参加します。

行政や関係団体が心がけること

(市)

- ・ 生涯学習や健康づくり、スポーツ分野の関係各課が連携して、様々な機会に市民が健康づくりや気軽にできるニュースポーツなどを体験したり、健康チェックなどが受けられるようにします。

(5)「マイスポーツ賞」の創設

目 的	「マイスポーツ運動」を推進している個人や団体に対し、その功績をたたえ、一層の活躍と「マイスポーツ運動」の普及を目的とします。
-----	--

現 状

スポーツ分野の表彰制度として、市が行う「安城市体育表彰」があります。これは、市体育協会加盟団体役員や指導者、優秀選手など競技スポーツ（４）の振興に功績のあった人々を表彰するものです。

課題・問題点

競技スポーツに対して生涯スポーツ（４）という言葉があるように、自らの生きがいや健康づくりとしてスポーツに取り組む人がいます。その取り組み方は、ジョギングやウォーキングなど個人であったり、地域で活動するバドミントンクラブなどグループなどであったりするものの、競技スポーツのように勝敗や記録に挑むことを目的とせず、活動範囲は広範となっています。

継続年数や成績の優劣など、安城市体育表彰規程に明記されているような客観的な表彰基準を整備する必要があります。また、「するスポーツ」に加え、マイスポーツ運動としてとらえている「みるスポーツ」や「おしえるスポーツ」、「ささえる（ボランティア（６）活動）スポーツ」の実践者にも、受賞機会を与えられるようにしなければなりません。

今後の方針

マイスポーツ運動実践者として模範となる人や団体をたたえる「マイスポーツ賞」の創設に向け、体育指導委員（８）や市体育協会など各種団体の意見を聞きながら、表彰対象など規程の整備を行います。

計画目標

個人が心がけること

- ・ スポーツが苦手な人も、スポーツを観たり、ボランティアとしてスポーツ行事に参加するなどスポーツに親しみ、関心を高めます。

地域で心がけること

- ・ 地域社会で活動する「マイスポーツ運動」実践者を、「マイスポーツ賞」表彰候補者として推薦します。

行政や関係団体が心がけること

- （市）
 - ・ 体育指導委員や市体育協会など各種団体の意見を聞きながら、マイスポーツ賞の表彰規程を整備します。

2 競技スポーツの振興

(1)ジュニア選手育成事業の推進支援

目 的	次代を担うジュニア選手の競技力の向上を図り、市や県・国の代表として活躍する選手の育成を目的とします。
-----	--

現 状

平成 21 年度では、市体育協会（ 9 ）加盟団体 17 団体が、小・中・高校生を対象に競技力向上を目的とした技術指導会および競技会を 17 事業実施しています。しかし、事業内容は競技会が中心であり、指導会や合宿などは 4 事業となっています。

課題・問題点

ジュニア期のスポーツ経験は、その後のスポーツ習慣にも大きく影響を与えるものであり、過度の練習による障害の発生や、過大な勝利至上主義による指導がスポーツ嫌いな子どもを生んでしまうなど、逆効果も指摘されています。

指導者はもとよりジュニア選手にも、合理的・効果的な練習方法などを指導し、体験させることも必要であると考えます。

今後の方針

ひとつの種目に限定した技術指導会に加え、ジュニア選手に準備運動やトレーニング方法、栄養や食事のとり方、さらに休養などスポーツを行うときに必要なスポーツ科学・医科学の基礎知識を研修する事業などを取り入れるよう、市体育協会加盟団体や中小学校体育連盟安城支所（ 13 ）などと検討します。

計画目標

個人が心がけること

（ジュニア選手）

- ・ 正しい練習方法を身につけ、効果的な技術向上を目指します。

（指導者）

- ・ ジュニア選手の障害予防や発育期のトレーニング方法など、青少年の指導に必要な基礎知識を積極的に身につけるよう努めます。

行政や関係団体が心がけること

（体育協会）

- ・ ジュニア育成事業に、競技会のほかに技術指導会などジュニア選手が自主的に効果的な練習成果をあげられる事業を推進します。

(2) スポーツ表彰制度の拡充

目的	市や県を代表して活躍する選手や国際大会で活躍する安城市出身選手を表彰することにより、選手の活躍をたたえるとともに、広く市民に紹介してスポーツへの関心を高める契機とします。
----	---

現 状

体育表彰を毎年秋に行っており、役員・指導者として功績のあった人には体育栄誉者表彰、体育功労者表彰を、全国大会や国際大会などで優秀な成績を収めた選手には優秀選手表彰、特別優秀選手表彰を、後援者などには感謝状を贈っています。

【優秀選手表彰等受賞者】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
体育栄誉者	2人	2人	1人	1人	-
体育功労者	9人	15人	3人	1人	1人
優秀選手(個人)	20人	34人	23人	33人	52人
優秀選手(団体)	8団体	8団体	7団体	11団体	18団体
特別優秀選手	1人	-	2人	1人	1人

課題・問題点

近年、全国大会や国際大会でもオープン(参加自由)で開催される大会が増加し、予選会などを経ずに誰でも参加でき、入賞することが可能となってきました。現在の表彰規程では、市又は県代表選手として参加することが条件とされており、自由に参加できるオープン大会での入賞者は、表彰の対象になっていません。

高齢者や障害者などを対象に行われる大会には、オープンで行われるものも多く、表彰機会の拡大を行うためには従来の表彰規程を見直す必要があります。しかし、自由に参加できる大会は、必ずしも勝敗を競うのではなく、交流会や交歓会として開催されるものもあり、現在表彰対象となっている優秀選手と同格に位置付けることには疑問が残ります。

国際大会には、オリンピックや世界選手権大会のように国の代表として出場する大会と、各地で開催されるマラソン大会のように自由に参加できるものがあります。

現在の体育表彰制度では、市や県などの代表として出場または入賞者を表彰対象としており、自由に参加できる大会で入賞しても表彰の対象になっていません。しかし、国際大会の参加規模によっては、自由参加であっても競技レベルの高いものもあり、検討の必要があると考えます。

今後の方針

「マイスポーツ運動」の推進の中で取り組む「マイスポーツ賞」を考慮しながら、高齢者や障害者などの全国大会などでの入賞者や自由参加の国際大会で入賞した選手の表彰対象について検討します。

計画目標

行政や関係団体が心がけること

(体育協会)

- ・ 競技力の向上に努め、全国大会や国際大会で活躍する選手の育成に努めます。
- ・ 優秀な選手を育てる指導者の養成を図るとともに、模範となる指導者を積極的に表彰候補者として推薦します。

(市)

- ・ 市体育協会や体育指導委員 (8) など各種団体の意見を聞きながら、表彰機会の拡大に向けた規程の整備を進めます。
- ・ 県や全国大会で活躍する市民や、安城市出身選手の国際大会での活躍を、積極的に広報します。

(3) 激励金制度のPRと充実

目 的	市を代表して全国大会や国際大会に出場する選手を激励することを目的とします。
-----	---------------------------------------

現 状

全国大会や国際大会の出場選手への激励金制度は、市と市体育協会（ 9 ）がそれぞれ定めています。

市激励金制度は市ホームページに掲載しており、年々申請数は増加しています。この制度は、優秀選手の激励と市内の新たな優秀選手の掘り起こしに役立っています。

近年、安城出身の選手が柔道、水泳などでスポーツの国際舞台に登場するようになりました。また、市内の日本リーグに所属する企業チームの選手も日本代表メンバーになるなど、安城市にゆかりの選手が活躍しています。

【市激励金交付実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
国際大会	1人	1人	4人	2人	6人
全国大会（個人）	90人	119人	110人	108人	108人
全国大会（団体）	23団体	23団体	21団体	39団体	17団体

課題・問題点

市激励金制度の要綱・申請書は、市ホームページに掲載していますが、申請は市内にスポーツ団体があるスポーツ種目や小・中・高校生、企業チームが大半となっています。

高齢者スポーツ大会や障害者スポーツ大会などは、福祉関係では激励金制度がないため、近年になって申請されるようになりました。スポーツは、年齢、性別、障害の有無に関わらず、楽しむことができ、様々な人を対象に全国大会も開催されています。スポーツに親しんでいる人々の励みとなるよう制度のPRに一層努める必要があります。

安城市出身の国際的選手が登場してきましたが、残念ながら、居住地は東京など市外であることが多く、その活躍や代表選手に選出されるなどの情報の多くはマスコミを通じて流れてきます。このため、市外に居住する選手の動向は、その種目の情報を得やすい市体育協会の加盟団体と連携を図り、収集することが必要となります。

今後の方針

一般のスポーツ選手はもとより、高齢者や障害者などのスポーツの全国大会に市や県を代表して出場する選手の励みとなるよう、関係団体との連携を密にするとともにあらゆる情報媒体を通して制度のPRに努めます。

市外に居住する優秀選手の情報を、市体育協会加盟団体と連携を図り、日本代表選手としてオリンピックなど国際大会に出場する場合は、スポーツ団体や市内に居住する家族を通じ、速やかに激励金を交付できるよう努めます。

また、選手の活躍を市広報やマスコミを通じて、広く市民に伝えます。

計画目標

個人が心がけること

- ・ 市が定める制度などの情報を収集し、活用します。

行政や関係団体が心がけること

（体育協会）

- ・ 全国大会や国際大会に出場する選手に激励金制度を紹介し、交付申請を促します。
- ・ 市外に居住する優秀選手の動向に注目し、代表選手となったときには申請を速やかに行います。

（市）

- ・ 市の激励金制度のPRに努め、市体育協会加盟団体はもとより、それ以外の種目での優秀選手の掘り起こしに努めます。
- ・ 体育協会加盟団体と連携を図り、安城市出身選手が日本代表となったときには、速やかに激励金を交付できるよう努めます。
- ・ 市のホームページや広報などを通じて、優秀選手の活躍を市民に伝えます。

3 指導者の養成と研修

(1) 指導者資格付与制度の創設と活動機会の提供

目的	市独自の指導者資格付与制度により、指導者の自覚と社会的認知を図るとともに、指導機会の提供と指導を求める人の要望に応じることを目的とします。
----	---

スポーツ指導者制度の普及促進

現 状

平成 14 年度の基礎調査結果では、地域で活動している指導者の 55.6% (163 人) が審判員など何らかの資格を保有していると回答しています。

スポーツスクール・スポーツ教室の指導者は、スポーツ指導者資格の有無を条件としておらず、専門種目の指導経験や技術レベルを考慮して指導を依頼しています。

市独自の資格付与制度を創設するため、平成 19 年度より市は体育協会と協働して検討を行い、平成 22 年度より「安城市公認スポーツ指導者制度」を施行しました。

【安城市公認スポーツ指導者制度の概要】

実施主体	安城市の協力を得て、安城市体育協会が養成し、スポーツ指導者を公認・登録する。	
有効期間	登録された日から 3 年 (期間中に所定の講習受講により更新)	
講習科目	1) スポーツ社会学	5) スポーツ栄養学
	2) スポーツ心理学	6) 総合型地域スポーツクラブ論
	3) スポーツ医学	7) ジュニアスポーツ指導者論
	4) 地域スポーツ指導者論	8) 救急救命法 (AED)

課題・問題点

指導者資格の有無は、指導者の良し悪しを決定するものではありませんが、正しい指導技術の習得・実践や、社会的認知を得るといった観点からは必要と考えます。しかし、日本体育協会公認資格取得には多大な時間 (スポーツ指導員：講習 75 時間以上) を必要とするため、地域で活動する指導者やスポーツスクール・スポーツ教室指導者には負担が大きすぎるといえます。

今後の方針

市と市体育協会の協働により創設された「安城市公認スポーツ指導者要綱」により開催されるスポーツ指導者講習会への参加を促進し、地域で指導するスポーツ指導者の資格取得者拡大と指導力の向上を図ります。

スポーツ指導者資格取得後の活動機会の提供

現 状

これまで、指導者資格取得者の活動状況の把握や、登録制度は整備されておらず、その活動は指導者個人の意欲やクラブ員の希望とは必ずしも結びついていませんでした。

市や市体育協会 (9) が主催するスポーツスクールやスポーツ教室には多くの参加があり、一部の教室では指導者の確保ができないため定員を増やせず、定員を上回る申し込みがある場合には抽選となっているものがあります。

また、学校施設開放の利用団体には、会員が固定化して、年々減少する会員数に苦慮しているクラブもあります。

課題・問題点

「これからスポーツを始めたい」と思っている人や「指導者に専門の技術や知識を教えてもらいたい、クラブのレベルアップをしたい」と考えているスポーツグループの需要と、保有する資格を活かして「教える機会を持ちたい」と考えている指導者の希望を結びつけ、ともに満足できるシステムが必要であると考えます。

今後の方針

日本体育協会公認スポーツ指導者や市の資格付与制度に基づく資格取得者で、指導機会を求める指導者の登録を受け付け、広く市民に情報提供するとともに、指導を求めるスポーツグループなどへ指導者を派遣するなど、利用しやすい制度を検討し、実施します。

計画目標

個人が心がけること

(指導者)

- ・ 日々進歩するスポーツ技術やスポーツ科学・医科学の知識、情報に常に関心をもちます。
- ・ 取得した指導者資格を活かして、地域社会に貢献する指導活動に心がけます。

地域で心がけること

(スポーツグループ)

- ・ 指導者派遣制度を活用し、スポーツ技術の向上や会員の拡大を行います。
- ・ 青少年に合理的・効果的な指導を受ける機会を提供します。

行政や関係団体が心がけること

(体育協会)

- ・ 加盟団体と協働して、指導者資格取得を促進し、指導技術や知識の向上を図ります。
- ・ スポーツ愛好者拡大のため、指導者資格所有者を地域スポーツグループへ積極的に派遣します。

(市)

- ・ 地域で活動するスポーツ指導者の負担を軽減するとともに、指導技術や知識の向上を図るため、スポーツ指導者講習会への参加を促進します。
- ・ 指導を受けたいスポーツグループと指導したい指導者を結びつけるため、指導者資格所有者の登録・派遣制度を創設します。

(2)指導者の資質向上のための研修会の充実と支援

目 的	これまでのスポーツ経験だけでなく、進歩するスポーツ技術やスポーツ科学・医科学情報を身に付け、地域のスポーツ活動に活かすため、指導者の資質向上を図ることを目的とします。
-----	---

スポーツ科学・医科学など最新情報の研修会の充実
現 状

年1回スポーツ指導者講習会（連続講座として開催）を、地域で活動する指導者やスポーツスクール・教室の指導者を対象に、県内の大学教授などを講師に迎え、スポーツ障害の予防や救急処置、ジュニアの心理などスポーツに共通する内容を中心に開催しています。なお、学校開放登録団体や公認スポーツ指導者などへ直接開催案内を出していますが、参加者は多くありません。

【スポーツ指導者講習会参加状況】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
開催回数	2日間	2日間	10回	10回	8回
参加者	26人	25人	69人	86人	41人
全課程修了者	-	-	27人	34人	19人

課題・問題点

スポーツの技術や指導法、スポーツ科学・医科学の進歩は、競技スポーツ（4）での記録の向上などだけでなく、生涯スポーツ（4）の分野でも非常に大きな影響を与えています。

適度なスポーツは健康の維持・増進に効果がある反面、過度のスポーツや誤ったやり方で長期間スポーツを行った場合には、身体に障害を起こすことはよく知られています。指導者もこのことは知っていますが、具体的な事例や原因と対策を詳細に知ることが必要です。ボランティア（6）として指導していても、誤った指導法によって事故や障害が起きたときには指導責任を問われることもあります。

また、ジュニアスポーツ指導者の中には、「自分たちのクラブは託児所ではない。」とささやく人がいます。子どもを練習場所に連れてくると、練習を見ることもなく、練習が終わる頃に迎えにくる保護者が多くあることが原因となっています。指導者が技術指導だけでなくクラブの運営も行っているために起こる現象と考えられ、クラブの運営方法の改善が必要です。

これらの問題は、指導者だけの問題ではありませんが、指導者が参加者や保護者などと練習方法やクラブの運営方法を変えていく知識や情報を持たないと変わるものではありません。

今後の方針

指導者が、従来の知識や技術、経験にとらわれず、新たな指導技術やスポーツ科学・医科学の知識、変化する社会状況に対応したクラブ運営の情報などの必要性を認識し、地域のスポーツ活動に活かせるよう、魅力あるプログラムでスポーツ指導者講習会の充実を図ります。

また、スポーツ指導者講習会のプログラムに公開講座を設定し、より多くの指導者が新たな知識・情報を得ることができるよう努めます。

資格取得助成制度の創設

現 状

日本体育協会のスポーツリーダー（地域スポーツグループの指導者）の資格を取得するためには、通信講座による共通科目 35 時間を 3 ヶ月間受講し、検定試験に合格した者が認定されます。認定までには、共通科目の受講に 24,000 円のほかに、検定試験合格者は登録料が必要となります。

課題・問題点

指導者資格を持って、適切な指導を行える指導者はスポーツ振興の重要な推進者となります。指導者資格の取得には、多大な時間と費用負担を要するため、資格取得者が増えない一因ともなっています。

地域のスポーツ指導者として認定された指導者資格を取得しようとする人に、勤務先へ教育委員会が研修会への派遣依頼をすることや、研修会経費の一部を助成する支援を行うなど、資格取得を促進する環境の整備が必要です。

しかし、現在、日本体育協会の指導者資格のほかに、各団体や組織が認定する資格も多くあり、取得を促進し支援する対象資格の検討が必要です。

今後の方針

市体育協会では、日本体育協会などの指導者資格の取得を促進し、資格取得を目指す人の負担を軽減するため、受講経費や旅費、宿泊費の一部を助成する制度を平成 20 年度に整備しました。この制度の利用動向を見ながら市の支援内容を検討します。

計画目標

個人が心がけること

（指導者）

- ・ これまでの知識や技術、経験にとらわれず常に新しい情報を取り入れます。
- ・ 指導者がスポーツグループの運営までを行わず、参加者や参加者の保護者と協働でグループ運営ができるよう、情報を得るため研修会に積極的に参加します。

（指導を受ける参加者）

- ・ 最新の指導技術やスポーツ科学・医科学などの知識をもった指導者に、指導を依頼します。

地域で心がけること

（スポーツグループ）

- ・ グループの中で指導的な立場にいる人を、研修会に積極的に参加させます。

行政や関係団体が心がけること

（体育協会）

- ・ より高度で専門的な指導技術や知識を得るため、日本体育協会が認定するスポーツ指導員やコーチなどの取得を推進します。
- ・ 地域のスポーツ指導者や資格取得者の資質向上のため、スポーツ指導者講習会を充実します。

（市）

- ・ より高度で専門的な指導者資格の取得を目指す人の支援について検討します。

(3) 学校運動部活動への外部指導者の活用

目的	外部指導者（14）の活用により学校運動部活動の充実を図ることを目的とします。
----	--

現 状

日本体育協会公認スポーツ指導者は、愛知県スポーツ指導者名簿に掲載されていますが、一般市民が目にすることは少なく、活動範囲は自らが所属する団体内という指導者が多くいます。指導者資格を取得しても、活動の機会がなく、貴重な人材を活かす機会は多くありません。

平成 22 年度には、中学校の外部指導者は、安城市の部活動支援事業により剣道の指導者を 6 人、愛知県の地域スポーツ人材活用実践事業により 3 人、合計 9 人に依頼しています。そのほか、学校によっては、地域の指導者に協力いただいています。

課題・問題点

各中学校の運動部活動は、顧問の教員が必ずしも担当する部のスポーツ経験者でないなど、技術指導など生徒の要求に応えられないこともあり、専門的な技術・知識を備えた地域の指導者が活動しています。専門的な技術・知識を備えた指導者を学校運動部活動では求められており、部活動支援事業や地域スポーツ人材活用実践事業以外にも、地域のスポーツ指導者が指導していますが、まだ充足しているとはいえません。

「安城市公認スポーツ指導者要綱」による資格取得者を登録し、より資質の高い指導者が地域のスポーツグループのほか、学校運動部活動の要請に応じ派遣できる体制づくりが必要です。

今後の方針

指導者資格取得者で、指導を希望する指導者の登録を行い、指導者派遣を希望する学校運動部活動に派遣します。

計画目標

個人が心がけること

（児童・生徒）

- ・ 自らの技術向上のため、正しいスポーツ技術や知識を身に付けます。
- ・ 他者と競うばかりではなく、スポーツを楽しむことを学びます。

（指導者）

- ・ 児童・生徒に信頼される指導技術や知識を身に付けます。
- ・ スポーツ技術の習得とともに、スポーツの楽しみ方を指導します。

行政や関係団体が心がけること

（体育協会）

- ・ ジュニア選手の拡大と技術向上、部活動の充実のため、積極的に運動部活動への指導者派遣を推進します。

4 スポーツ団体の育成と相互理解

(1) 総合型地域スポーツクラブの育成に向けた支援

目 的	新しいスポーツ環境として提案された総合型地域スポーツクラブ（ 5 ）に対する市民の理解を深め、総合型地域スポーツクラブの育成を推進することを目的とします。
-----	---

学校施設開放運営委員会の機能強化や体育指導委員と町内会など地域団体による地域スポーツ推進組織の育成

現 状

国の「スポーツ振興基本計画（ 2 ）」や県の「スポーツあいち さわやかプラン（ 3 ）」では、市区町村に少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを創設することを目指しています。総合型地域スポーツクラブは、多種目にわたってスポーツ活動を行う集団で、会員が、性別、年齢、体力に応じたスポーツを選択でき、スポーツ活動だけでなく地域住民の社交の場としての機能も持つ、地域コミュニティの基盤となるような、新たなスポーツ環境として提案されたものです。

平成 21 年度には、学校施設開放を利用する団体は 509 団体 24,278 人が登録し、市体育協会（ 9 ）には 19 スポーツ団体 13,560 人が登録し活動しています。これらは、地域住民がある一つのスポーツ種目を主に愛好し、スポーツ活動することを目的に、自主的に組織された団体であり、会場の確保や会員の募集などクラブ運営はクラブ員が分担して行っています。

課題・問題点

これまで市民のスポーツ参加は、市が開催するスポーツスクールやスポーツイベントに参加したり、学校や職場を中心とした部活動やクラブ活動で行われてきました。

地域でのスポーツ活動は、学校施設開放を利用する団体が大半であり、学校施設開放運営委員会（ 15 ）では、効率的利用のため利用団体の利用調整を行っていますが、一部地域では利用団体が多く、飽和状態となっています。また、団体の中には、会員の減少により活動が衰退し、新たな会員確保に苦慮しているところもあります。

学校週 5 日制の定着や児童・生徒数の減少、スポーツ経験のある顧問の不足などにより子ども達のスポーツ活動は低下してきています。

平成 20 年度に市内初の総合型地域スポーツクラブ「ANJOほく部みんスポクラブ」が、東山中学校区に誕生しましたが、平成 21 年度に行った基礎調査結果では、総合型地域スポーツクラブの名前を聞いたことがないと回答した人は 72.5%であり、認知度が低く、総合型地域スポーツクラブについて市民の理解を深めていくことが重要であると考えます。

今後の方針

学校施設運営委員会は、利用団体、町内会長、体育指導委員（ 8 ）、学校教職員などで組織されており、地域コミュニティとして活動する主要メンバーが参加しているため、運営委員会の機能・権限の強化が、総合型地域スポーツクラブ育成に向けた一つの方策として考えられます。

また、一部の地域では、町内会にスポーツ委員などを設け、スポーツ事業の企画・運営を行っており、体育指導委員や町内会など地域組織の拡充による総合型地域スポ

ーツクラブ育成が効果的な方策と考えられる地域もあります。

学校施設開放運営委員会の機能強化の支援と、既存の地域スポーツ推進組織充実に向けた支援など、地域の特性を考慮し、支援策を選択して展開します。

総合型地域スポーツクラブ育成の際には、文部科学省委託事業として日本体育協会が行う「総合型地域スポーツクラブ創設支援事業」や独立行政法人日本スポーツ振興センターが行うスポーツ振興くじ（toto）（16）助成金の「総合型地域スポーツクラブ活動助成」などの制度を有効に活用することを検討します。

スポーツ活動の自主運営への支援

現 状

市が主催するスポーツスクールや市体育協会が主催するスポーツ教室は、スポーツ参加の契機として、スポーツ人口の拡大とグループづくりを目的に開催しています。スポーツスクールやスポーツ教室では、参加料を参加者が負担し、運営費用の一部を市や市体育協会が補助して、運営されています。

また、安城シティマラソンや明治用水緑道市民駅伝大会などの事業でも、参加賞やナンバーカード、記録計測費用など直接個人に還元される費用を参加料として参加者が負担し、事業を行っています。

市体育館やスポーツセンターでは、家族や仲間卓球やバドミントンなどを利用する際に、スポーツを気軽に体験してもらうため、ラケットやボールなどを無料貸出しています。

基礎調査結果では、「施設使用料負担は無料がよい」と回答したのは約1割で、施設利用では受益者負担の認識が市民に定着しつつあることが伺えます。

課題・問題点

スポーツ活動を行うには、ラケットやボールなどの用具や、体育館やプールなどの施設、技術を教えてくれる指導者やクラブを運営するリーダーなどが必要となります。これらにかかる経費には、個人が直接享受しその個人が負担すべきものと、グループや団体が享受しそのグループや団体が負担すべきもの、公益として公共が負担すべきものがあります。

スポーツ活動が、与えられるものではなく自主的な活動として定着するためには、受益者負担（応益負担）の意識をもつことが必要と考えます。初心者がスポーツを始める導入段階では、過度な負担はスポーツを始める障害となる場合がありますが、自らの意思で継続してスポーツをしようとする場合には、スポーツ活動に要する経費のうち個人が直接享受する経費は、その個人が負担するような意識づくりが必要です。

今後の方針

市や市体育協会が主催するスポーツスクールやスポーツ教室では、参加者の経済的負担が過度にならないように、また、自主グループへ移行した場合に負担が激増しないような参加料の設定を行います。市が主催する事業についても参加者に運営経費のうち、直接個人が享受する費用について応分の負担となるよう、参加料の設定を検討します。

新規会員獲得のための事業や、社会貢献活動を行うなど積極的に事業展開しているスポーツグループを市民に紹介し、自主的なスポーツ活動の促進を図ります。

育成モデル地区の募集と指定

現 状

安城市でも都市化の波は訪れており、コミュニティ意識の希薄化が懸念されるようになっていきます。アパートやマンションが新築され、隣近所の付き合いや地域の事業に参加しない人や、パソコンゲームなどの普及により屋外で遊ばない子どもが増えていきます。町内会などでは、地域の交流のための事業を開催したり、防災や福祉活動を通じて、地域のコミュニティづくりを進めています。

平成 14 年に実施した基礎調査結果でも、「今後のスポーツ振興は地域社会が中心となって行うべきだ」と半数以上の方が回答しており、地域の主体的な取り組みが必要だと考えていることが伺えます。

平成 18 年度に東山中学校区をモデル地区に選定し、市内初の総合型地域スポーツクラブ創設に向けた準備が北部公民館を拠点として始まり、平成 19 年度には設立準備会が発足、翌年 11 月に「ANJOほく部みんスポクラブ」が誕生しました。

課題・問題点

スポーツ大会やスポーツ教室への参加など受動的傾向が強かったこれまでのスポーツ活動から、住民の自発的なスポーツ活動として、総合型地域スポーツクラブは会員や会員以外の住民のための事業を行い、会員はクラブを運営していくという発想の転換が必要となります。また、スポーツ活動にとどまらず、地域の防犯や防災活動など地域社会の住民活動へも積極的にかかわっていく組織づくりが求められています。

今後の方針

市内 2 つ目の総合型地域スポーツクラブ創設に向け、各地区で説明会を実施し、モデル地区の指定と指定後の支援について地域の関係者と協議します。

計画目標

個人が心がけること

- ・ 地域に住む仲間として、積極的に地域社会の活動に参加します。
- ・ 家族で、スポーツを通じた地域の仲間づくりを行います。

地域で心がけること

(町内会)

- ・ スポーツを通じたコミュニティづくりを進め、総合型地域スポーツクラブを契機に地域の連帯を強化します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブについて情報を集め、モデル地区の応募を検討します。

(学校施設開放運営委員会)

- ・ 地域住民共有の財産である学校施設を効率的に利用するため、住民が主体となって参加できる事業を、利用団体と協働して開催します。
- ・ 学校との信頼関係を強化し、開放時間の拡大をすすめ、スポーツはもとより多彩な地域活動に利用します。

行政や関係団体が心がけること

（体育指導委員）

- ・ 町内会や学校との連携を深め、市民の自発的なスポーツ活動を推進します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブについての理解を深め、地域のスポーツグループと総合型地域スポーツクラブの目指すイメージを考えます。

（体育協会）

- ・ スポーツ人口拡大のため、総合型地域スポーツクラブへの指導者派遣や支援方法などを検討します。

（市）

- ・ 総合型地域スポーツクラブの理解を得るため、地域での説明会を行います。
- ・ 総合型地域スポーツクラブのモデル地区公募と、支援方法について検討します。

(2)健康づくりとスポーツ分野の自主グループの育成

目 的	スポーツスクールやスポーツ教室などの参加者の継続的なスポーツ活動を確保するため、自主グループへの移行を図ることを目的とします。
-----	---

スポーツ教室など参加者の自主グループ化への移行支援

現 状

体育館スポーツスクールや市体育協会（ 9 ）スポーツ教室は、参加者が多く、参加者の中には、毎回参加している人もあります。数年にわたって参加者が固定化している講座については、自主グループへの移行を促していますが、リーダーとなる人がいないなどの理由でなかなか進展していません。

スポーツスクールやスポーツ教室参加料は、自主グループ移行時の費用負担が激増しないよう運営の費用総額の7～8割程度を徴収しています。また、自主グループに移行する場合は、グループがそれまでに活動していた曜日、時間、場所で活動できるよう新たな講座を企画しないほか、指導者の指導を希望する場合は紹介するなどの支援を行っています。

課題・問題点

スポーツスクールやスポーツ教室は、市民がスポーツを始めるきっかけづくりとして、決められた時間に会場へ行けば、指導者がいて気軽にスポーツができるため、初めてスポーツをする人に好評です。スポーツ活動のためのすべてが用意されており、参加者にとって参加しやすい反面、自主グループ化して会場を手配し、指導者を依頼し、会費を集めることを自分たちで行うことに負担を感じることもなっています。

スポーツスクールやスポーツ教室の指導者も技術指導が中心となりがちで、グループ化への働きかけは多くありません。指導者にも自主グループ化に向けた取り組みについて理解を得られるような環境づくりが必要です。

今後の方針

スポーツスクールなどの開催目的や自主グループ化の必要性について指導者と共通認識をもち、日ごろの活動の中で、指導者と参加者とが自主活動について話し合える環境づくりに努め、自主グループ化を推進します。

グループ設立や運営についての情報提供の場の設置

現 状

P T Aの活動から生まれたものや、同級生や同年のグループがスポーツを始めるなど、その設立過程は様々ですが、学校スポーツ施設を利用するスポーツグループは、スポーツをすることが好きな仲間が集まってつくられた自主グループです。

課題・問題点

地区の公民館には、その公民館を利用して活動している自主グループを紹介する掲示が館内にあり、その活動内容や時間、さらには会員の募集などを掲示しています。スポーツスクールやスポーツ教室の参加者にも、自主グループとして活動を始めたグループの紹介を行う場所を設けるなど、既に活動しているグループの情報を知らせる工夫が必要です。

今後の方針

新たに活動を始めたグループの活動紹介や会員募集の案内など、市民が気軽に知る

ことができるよう市広報や生涯学習情報誌「あんてな」、市ホームページなどを活用して情報提供します。

計画目標

個人が心がけること

(参加者)

- ・ スポーツスクールやスポーツ教室の参加者同士が、仲間意識をもって活動します。

(指導者)

- ・ 自主グループへの移行を、開催期間中に参加者と話し合います。

行政や関係団体が心がけること

(市・体育協会)

- ・ 指導者に、スポーツスクールやスポーツ教室の開催目的を示し、参加者の意欲を引き出すよう働きかけます。
- ・ スポーツスクールやスポーツ教室の初回に、参加者に開催目的や自主グループ移行時の支援内容を説明します。

(市)

- ・ 自主グループの活動を、市広報や生涯学習情報誌「あんてな」、市ホームページなどを活用して情報提供します。

(3)市体育協会の自主運営支援

目 的	市体育協会（ 9 ）の自主運営を支援することにより、市民が快適にスポーツを楽しむための事業やスポーツ人口の拡大を図ることを目的とします。
-----	--

市体育協会事業の新たな展開への支援

現 状

半世紀を超える歴史を持つ市体育協会は、13,000 人余の会員を有し、スポーツの普及振興を目的に活動しています。加盟団体が開催する各種スポーツ大会のほか、スポーツ教室を開催し、スポーツ愛好者の拡大、市を代表して活躍した優秀選手やスポーツ振興に功績のあった人を体育功労者などの候補者として市へ推薦しています。また、安城選手権大会（ 7 ）、安城シティマラソン、明治用水緑道市民駅伝大会などのスポーツ事業を市と共催で開催しています。

平成 19 年度より、スポーツ指導者養成講習会やスポーツスクールなど、新たな事業展開に取り組んでいます。

課題・問題点

スポーツは、将来を担う青少年の健全な育成、高齢者や障害者の生きがいづくりとともに、地域社会を活性化するためには欠かせないものです。従来のスポーツ技術を指導する人材の育成・支援に加えて、スポーツの楽しみ方や効用を教えたり、多様化するスポーツニーズに対応した事業を行うことが求められています。

今後の方針

市体育協会が、スポーツメーカーなど民間企業と協働して、会員をはじめとして広く市民を対象に、準備運動としてのストレッチ体操や運動後のクーリング・ダウンなど、スポーツ実施者が共通して必要なスポーツ知識や技術の講習会などの新たな事業の展開をできるよう支援します。

NPO法人格を取得した市体育協会の事業拡大と組織の充実を支援します。

市体育協会組織拡大のための事業支援

現 状

市体育協会加盟団体数は、平成 12 年から平成 21 年までの 10 年間で、17 団体から 19 団体に増加し、会員数は 10,195 人から 13,560 人と増加しています。

市体育協会主催のスポーツ教室は、毎回盛況であり、定員を上回る申込者で抽選になる教室もあります。加盟団体のスポーツ種目愛好者を拡大する目的でスポーツ教室は開催されていますが、一般利用者への制限になるため会場の確保が困難なことや指導者不足などにより希望者すべてを受け入れられていません。

課題・問題点

スポーツ教室は、総合運動公園内のスポーツ施設を中心に開催されており、会場の確保が難しい種目も出てきました。参加者のより身近な場所で開催するなど、開催場所の検討が必要です。

今後の方針

希望する人に、身近な場所でスポーツに親しむ機会を提供し、継続して活動ができるよう学校スポーツ施設や企業スポーツ施設を利用したスポーツ教室の開催を進めます。また、スポーツ教室開催を契機とした地域のスポーツグループ育成を推進するな

ど、市体育協会が行う会員拡大のためのスポーツ教室事業を支援します。

計画目標

行政や関係団体が心がけること

(体育協会)

- ・ スポーツ教室を各地域で開催するなど、市民が参加しやすいスポーツ事業を展開し、スポーツ人口の拡大とクラブの育成・充実を図ります。

(市)

- ・ N P O法人安城市体育協会の事業拡大と組織の充実を支援します。

(4) スポーツ団体の相互理解と情報交換の場の自主的設置への支援

目 的	総合型地域スポーツクラブ（ 5 ）などの新たな時代のスポーツ団体が創設される可能性があり、円滑な市民スポーツ振興のため、各スポーツ団体の相互理解と協力体制づくりを推進することを目的とします。
-----	---

現 状

市内には、伝統のある市体育協会（ 9 ）や生涯スポーツ（ 4 ）を主に推進する体育指導委員（ 8 ）連絡協議会、さらにスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなど、多くのスポーツ団体が存在しています。それぞれのスポーツ団体は、設立された時期や背景が異なり、相互の連携を密にして活動してきたとはいえません。

平成 14 年に実施した基礎調査結果からも、これからは地域を中心とするスポーツ活動の重要性が指摘されており、スポーツを取り巻く社会も変化しています。

課題・問題点

現代社会の市民のスポーツ欲求は多岐多様にわたり、現存する一つのスポーツ団体だけでスポーツを通じた健康づくりから競技スポーツ（ 4 ）までを含むことはできません。施設の利用方法や指導者の養成・派遣など、新たな時代に対応し、調整できる統合的な組織が必要となっています。

全国各地で、市区町村体育協会の法人化と自立的活動が検討されたり、地域スポーツの振興方策として総合型地域スポーツクラブなどの新たなスポーツ組織が設立されています。これまで相互の連携があまり見られなかったスポーツ団体が一堂に会し、市民のスポーツ振興を検討することは、意義のあるものと考えます。

今後の方針

既存の市内スポーツ団体に働きかけて、今後の市民スポーツの振興について話し合う機会と場の設置を実現します。総合型地域スポーツクラブなど新たなスポーツ組織の設立には、スポーツ団体の自主的な取り組みが成否の鍵を握るため、スポーツ団体の相互理解や情報交換を行う懇談会などの場の設置を支援します。

計画目標

地域で心がけること

（スポーツグループ）

- ・ 新たな時代のスポーツ活動に対応できるグループ運営を、検討します。

（体育指導委員）

- ・ これからの市民スポーツ振興には、どのようなスポーツ組織が必要か検討します。
- ・ 体育指導委員と体育協会などスポーツ団体の連携方法などを再検討します。

行政や関係団体が心がけること

（体育協会）

- ・ 新たな時代のスポーツ活動やスポーツを通じた健康づくりに、対応できる体育協会のあり方を再検討します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成に対する、体育協会の取り組み方や関わり方を検討します。

(市)

- ・ 話し合いの場を設置するとき、特定の団体が突出したり、排除されないように配慮します。
- ・ 市を横断する新たなスポーツ組織が設立される場合は、その自立性を確保できるよう配慮します。

5 スポーツ施設の効率的利用と整備充実

(1) 公共スポーツ施設(福祉、生涯学習施設などを含む)の利用制度の再検討

目 的	公共施設の利用制度を再検討することにより、スポーツ施設の効率的な利用を促進し、市民にスポーツ活動の場を提供することを目的とします。
-----	---

福祉施設などの効率的利用の検討

現 状

市内でスポーツ活動が可能な公共施設には、スポーツ活動を目的に整備された体育館や野球場、テニスコートなどスポーツ専用施設と、福祉施設や生涯学習施設などスポーツ施設として設置されていないものの、大会議室や集会室などで卓球や健康体操、ダンスなどに利用できるもの、公園や市内に点在する調整池のなかにはソフトボールなどのボールゲームに利用できる施設があります。

課題・問題点

福祉施設や生涯学習施設、調整池、公園などは、スポーツ専用施設として整備されていませんので十分な広さや安全が確保できないため、スポーツ種目によっては大人の利用などが制限されるなどの課題があります。

また、福祉施設の会議室などは福祉目的以外の利用も可能となっていますが、福祉施設というイメージから、一般市民の利用は地域の集会やダンスなどの一部の利用となっています。

今後の方針

市内の公共施設は、その設置目的により福祉施設や生涯学習施設、調整池、公園などがありますが、設置目的を損なわない範囲で、広く市民が多様な活動に利用できるよう利用方法の検討を行います。

施設利用申込み方法の再検討

現 状

市内でスポーツ活動が可能な公共施設は、体育課をはじめ、公園緑地課、商工課、学校教育課、生涯学習課、社会福祉課(社会福祉協議会)など所管する部署が多岐にわたり、施設を利用する際は、それぞれの所管課や施設に利用申請することになっています。

課題・問題点

スポーツ利用ができて職員が常駐しない公園などの屋外施設では、施設内に申請受付窓口などが表示されていない施設もあり、利用申請窓口や申請方法が一般市民には分かりづらくなっています。

今後の方針

所管する部署がそれぞれの施設で異なりますが、申請用紙の記入項目や書式の統一、職員が常駐しない屋外施設に申請窓口や申請方法を表示した案内看板の設置、外国籍市民のための多言語表記など、関係各課と調整を図ります。

適正な利用料金の設定

現 状

市内でスポーツのできる公共施設は、それぞれに使用料が設定されています。青少

年のための施設や地区公民館に併設された施設もあり、同様のスポーツ利用でも施設ごとに料金設定が異なっています。

【例 大人がバドミントンコート1面を平日利用する場合の使用料（器具使用料を含む）】

施設名	利用時間と使用料		備考	
市体育館	10:00～17:00		青少年の家は、2.5倍で表示（青少年以外の利用は、2.5倍）	
	400円/2時間			
青少年の家 体育室	9:00～12:00	13:00～16:30		17:30～22:00
	770円	900円		1,570円
北部公民館 多目的ホール	9:00～12:00	13:00～16:30		17:30～21:00
	690円	790円		980円
桜井公民館 多目的ホール	9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:00	
	740円	840円	1,060円	

また、学校スポーツ施設では、現在、中学校体育館と運動場の夜間利用では電気料相当額を使用料として徴収しています。小学校体育館の夜間利用では、使用料を徴収していません。

課題・問題点

市体育館、青少年の家、公民館はいずれも生涯学習施設ですが、施設の規模や設備の違い、施設の設置目的などにより使用料金に若干の違いがあります。

照明設備を利用する場合の電気料金は、小学校を利用しても、中学校を利用しても必要であり、受益者負担の面で小・中学校間の均衡を図る必要があります。

今後の方針

施設の設置目的や規模、設備の違いはあるものの、同様な利用を行う場合には使用料に大きな差ができないようにするなど、適正な利用料金の設定をします。

公共スポーツ施設の民間委託の検討

現 状

平成11年7月に供用開始をしたレジャープール（マーメイドパレス）は、平成18年度より指定管理者制度（19）により民間企業が施設の管理・運営を行っています。平成13年4月に供用開始をしたスポーツセンターは、市直営の施設として、施設管理の一部を民間企業に委託しています。

レジャープールは、レジャー施設として夏季には市内外の不特定多数の利用があり、管理的な要素が高いため、指定管理者制度（19）に適した施設といえます。

スポーツセンターは、スポーツグループや個人がスポーツ活動を行う施設で、市体育館などの公共スポーツ施設と同様にスポーツ大会や、スポーツスクールなどスポーツ振興のための事業の会場となっています。

課題・問題点

スポーツセンターの管理・運営の民間委託については、スポーツスクールなどのソフト事業と体育課が行う施設の利用調整と連携し、企画・運営していくなど民間企業の特徴を活かすとともに、生涯学習施設の持つグループ育成やスポーツ振興など公益性といった側面をいかに維持していくかが課題といえます。

また、サービスの向上や経費削減などから全国で公共施設の民間委託や民営化が行われており、民間委託や民営化に適する施設や業務、費用対効果などの検討が必要と

なっています。

今後の方針

民間活力を導入したサービスの向上と施設の管理・運営経費の削減のため、民間委託に適する施設や業務の研究をするとともに、グループ育成やスポーツ振興など生涯学習施設として求められる公益性を維持した施設や業務の民間委託などについて検討します。

計画目標

個人が心がけること

- ・ 身近な公園や福祉センター、公民館などを、家族や友人と気軽にスポーツをする場所として活用します。

行政や関係団体が心がけること

(市)

- ・ 市民の多様な活動に応える、利用制度の再検討を行います。
- ・ 適正な利用料金を設定し、施設間の均衡を図ります。
- ・ 施設の設置目的や機能を損なわず、サービスの向上や経費削減が可能な民間委託などについて検討します。

(2) 中央の拠点となる公共スポーツ施設の機能充実

目 的	中央の拠点となる総合運動公園内のスポーツ施設を、公式競技場としての環境整備と駐車場対策など、機能を充実することを目的とします。
-----	---

公式競技が可能な器具、設備の充実

現 状

スポーツ技術の進歩や、器具、設備の改良によって、オリンピックや世界選手権大会を区切りにルール改正が行われるようになりました。

卓球のようにルール改正でボールが大きくなった場合の対応は比較的容易ですが、ルール改正によりこれまで使用していた競技場の規格が大きくなったり、ゴール規格が変更されるなど、スポーツ施設として対応するには相当の支出を伴うルール改正も行われています。

課題・問題点

多くの市民が愛好しているスポーツ種目のルール改正に伴う器具や競技場規格の変更は、器具の購入や施設の改修が必要となり、直ちに対応できるものではありません。しかしながら、新ルールの適用が始まると、西三河大会や県大会でも採用され、市内のスポーツ施設での対応が必要となってきます。

ルール改正には、多くの場合、新旧ルールの移行期間が設けられますので、中央スポーツ団体の情報を集め、早い時期から対応できるようにする必要があります。

今後の方針

市体育協会（ 9 ）加盟団体と連携し、ルール改正の情報を得て、ルール改正後早期に器具・設備などの更新に対応できるよう努めます。

駐車場の確保と乗り合わせの推奨

現 状

安城市総合運動公園内には5か所に駐車場があり、合計駐車台数は約1,000台ですが、日本リーグなど混雑が予想される事業が行われるときには、多目的グラウンドを臨時駐車場として合計1,400台程度を確保しています。

土・日曜日は、スポーツ施設で大会が開催されるとともに、公園内の青少年の家や中部公民館、たこ公園などの利用者もあるため、公園周辺の路上に車が駐車してしまうことがあり、近隣の住民から苦情があります。市体育協会加盟団体など年間を通じて利用する団体には、月毎の利用予定表を送付し、土・日曜日には参加者に乗り合わせを呼びかけるよう協力依頼をしています。

路上駐車を防止するため、各駐車場にはガードマンを配置しています。また、各駐車場の出入り口をタイマーで開閉しており、夜間駐車を規制しています。

課題・問題点

駐車場が不足する日は年間に十数日ではありますが、周辺路上への不法駐車防止策として、新たな駐車場の整備を検討する必要があります。

土・日曜日のスポーツ施設の利用は、大会利用が大半であり、市体育協会加盟団体など主催者が明確で、参加者数の把握が可能な利用となっています。利用団体には乗り合わせを呼びかけていますが、どの程度効果があがっているかは不明です。

今後の方針

借地による新たな駐車場の確保とあわせて、公園やスポーツ施設利用者の駐車場利用台数を削減し、乗り合わせを推奨するため、スポーツ大会での乗り合わせ状況をボランティア（ 6 ）の協力を得るなどして実態調査し、環境問題対策と連携した“乗り合わせキャンペーン”の実施を市体育協会など利用団体と協働で実施します。

計画目標

個人が心がけること

- ・ スポーツを行うときは、健康づくりのため自家用車の利用を控え、環境にやさしい自転車や乗り合わせに努めます。
- ・ 交通ルールを守り、路上駐車はしません。

地域で心がけること

（スポーツグループ）

- ・ スポーツを行うときは、健康づくりのため自家用車の利用を控え、環境にやさしい自転車や乗り合わせに努めます。
- ・ 練習会場や試合会場へは、グループの仲間同士で乗り合わせをします。

行政や関係団体が心がけること

（体育協会加盟団体）

- ・ 中央スポーツ団体の動向に注意を払い、ルール改正の情報を収集します。
- ・ 市から送付される月間利用予定表を活用し、スポーツ団体に周知を図るため、利用者が集中する土・日曜日の“乗り合わせキャンペーン”を推進します。

（市）

- ・ 体育協会加盟団体と連携し、ルール改正に対応した施設、設備の更新に努めます。
- ・ 総合運動公園利用者に対し、周辺道路への駐車禁止と、環境に配慮した“乗り合わせキャンペーン”を市体育協会と協働で実施します。

(3) 地域スポーツの活動拠点としての学校スポーツ施設の整備充実と利用促進

目 的	学校スポーツ施設の整備や利用種目の拡大により、地域住民が主体的にスポーツすることができ、学校と地域が協働し、スポーツ活動の場を提供することを目的とします。
-----	---

快適なスポーツ環境(競技面積・照度・安全対策・附属設備など)の整備 現 状

市立 21 小学校、8 中学校の運動場と体育館および市内の県立高校 4 校と県立養護学校 1 校の運動場を施設開放しています。平成 21 年度には、509 団体が登録し、延べ 12,498 回、284,240 人が利用しています。体育館の利用は、平日の夜間を中心に小・中学校で延べ 5,141 回、85,226 人に利用されています。体育館の照明は、時間の経過とともに照度が低下するため、毎年照度を計測し、ランプ交換により照度の確保を行っています。

中学校の屋外夜間照明設備は昭和 50 年代に野球、ソフトボール利用に応え整備されましたが、25 年以上を経過し設備の老朽化が進んでおり、防球ネットとともに逐次修繕を行っています。

中学校の屋外夜間の利用は、近年、週休 2 日制の定着などにより減少傾向にあります。平成 21 年度には、7 校で合計 349 回の利用があり、利用種目の内訳はサッカーが 135 回、ソフトボールが 48 回、野球が 126 回、その他の利用が 40 回でした。1 校あたりの月の平均利用回数は約 4.2 回です。

土・日曜日の利用では、練習後に体育館の通路や校庭の片隅で仲間とお茶を飲みながら話をしている光景が見かけられ、生涯スポーツ(4)活動として社交の場ともなっています。

課題・問題点

現在、7 中学校に屋外夜間照明がありますが、学区によって利用率に大きな差があります。

老朽化が進んで、危険性のある施設については、地域スポーツの活動拠点となっていることから、改修が必要となっています。

学校によっては、スポーツウェアを着替える更衣室や練習後に休憩する部屋などがないところがあります。快適なスポーツ環境を整え、利用しやすい施設にすることが必要な時代となっています。

今後の方針

夜間の利用率が高く、野球などを行うことのできる十分な広さを確保できる中学校の屋外夜間照明設備を優先して改修を行います。また、老朽化が進み危険性が高い屋外夜間照明設備は、地域スポーツの活動拠点としての機能から、順次、改修工事を行い、利用の推進を進めます。

学校施設の開放日や利用種目の拡大

現 状

スポーツ活動で学校施設を利用できる時間と施設は、次のとおりです。

施 設	休日（土・日曜日、休業日）			平日（月～金曜日）	
	小学校	中学校	県立学校	小学校	中学校
運動場	8:30～12:00 13:00～日没	8:30～12:00 13:00～17:00 18:00～21:00	9:00～17:00		日没前30分 ～21:00
体育館	8:30～12:00 13:00～17:00 18:00～21:00	8:30～12:00 13:00～17:00 18:00～21:00		18:00～21:00	18:00～21:00

体育館はバレーボール、バドミントン、バスケットボール、卓球、インディアカなどに利用でき、小学校の運動場はソフトボール、フットベースボールなどに、中学校の運動場は軟式野球、ソフトボール、サッカーなどに利用できます。

市内の公共スポーツ施設のテニスコートは安城市総合運動公園内に10面のほか、秋葉公園内に2面、農村センターに2面の計14面ですが、土・日曜日は大会や事前予約の個人利用のため、利用当日の申し込みはほとんどできません。

また、中学校は休日にも利用可能ですが、運動部活動と競合し、実際には一般の利用は多くありません。

課題・問題点

一部の中学校では、テニスコートの利用も行われていますので、増加するテニス人口に対応するため、中学校のテニスコートの利用を促進する必要があります。

学校週5日制の導入により土・日曜日の運動部活動も変化しつつあり、運動部活動の利用のない時間帯に地域住民が利用できるよう、学校施設開放運営委員会（15）で利用計画を調整できるようにする必要があります。

今後の方針

テニスコートは、各中学校に4面程度設置されており、運動場のように野球やサッカーなど複数の運動部活動と競合することが少ないため、ソフトテニス部の活動がない時間帯での一般の利用を促進します。

土・日曜日の運動部の活動計画を学校側から学校施設開放運営委員会に提示してもらい、運動部活動と競合しない時間帯を地域住民が利用できるよう学校施設開放運営委員会で検討します。

学校施設開放運営委員会の機能拡大

現 状

各校に設置されている学校施設開放運営委員会は、町内会長など地域住民の代表者、子ども会など学区社会教育団体の代表者、体育指導委員（8）、学区PTA代表者、学校教職員と利用団体の代表者で構成され、利用施設や日時の調整など学校施設開放の運営について協議する組織です。

しかし、利用団体の利用時間や施設などの利用調整を含め、学校施設開放運営委員会の事務処理の大半は学校側で行っており、学校の負担が増大しています。

毎年度の初めに登録団体の利用調整や利用規定の確認、利用団体の要望を聞くなど

し、年度末には会計報告や1年の反省を行うなど、原則年に2回開催しています。

課題・問題点

学校施設開放運営委員会の本来の機能が失われることがないように、学校スポーツ施設を利用団体個々の活動の場として利用することにとどまらず、利用団体相互の交流を深めたり、利用団体に属さない地域の人たちが参加できる事業を開催するなど、主体的な取り組みが必要となっています。

今後の方針

地域住民と行政の調整役として、また、地域のニーズを踏まえたスポーツ振興の推進役として期待される体育指導委員が利用団体と協働して、団体間の交流事業や、地域住民が参加できる事業を企画し、運営できるような機能を学校施設開放運営委員会に持たせるなどの機能拡大を図り、地域スポーツの振興を推進します。

計画目標

個人が心がけること

- ・ 学校施設を地域の財産として、スポーツをはじめ利用に際しては、利用ルールを守って大切に利用します。
- ・ 施設や器具の破損などを見つけたときは、管理日誌に記入して、学校に知らせます。

地域で心がけること

- (体育指導委員)
 - ・ 学校施設を核として、地域住民と学校が協働して参加できる事業を、双方に働きかけます。
- (スポーツグループ)
 - ・ 学校施設を地域の財産として共用できるよう、学校との信頼関係を深めるよう努めます。
 - ・ 地域住民が気軽に参加できる行事も開催し、仲間づくりを進めます。
- (学校)
 - ・ 地域住民と協働して、地域に開かれた学校づくりを推進します。
 - ・ 学校施設開放運営委員会を通じ、運動部活動などと競合しない施設や時間帯の開放を促進します。

行政や関係団体が心がけること

- (市)
 - ・ 学校スポーツ施設の充実を図り、快適なスポーツ環境の整備に努めます。
 - ・ 利用率や老朽化などを考慮し、屋外夜間照明施設などスポーツ施設の改修などをすすめます。
 - ・ スポーツのさらなる普及・振興のため、学校施設の開放日や利用種目の拡大に努めます。
 - ・ 地域の実情に応じ、学校施設開放運営委員会の機能拡大を図ります。

(4) 日常生活圏のスポーツ施設の整備と充実

目 的	市民の日常生活の近くにある、公園などスポーツのできる場所を整備や充実をすることにより、スポーツ活動の場を提供することを目的とします。
-----	--

既存施設の充実

現 状

市内には平成 22 年 3 月末現在、運動公園が 1 か所、地区公園（ 17 ）として秋葉公園などが 4 か所、近隣公園（ 17 ）として安城公園などが 13 か所、街区公園（ 17 ）が 69 か所、緑地として小川天神川原緑地など 3 か所、歴史公園として安祥城址公園などが 3 か所の計 93 か所、85.55 ヘクタールの公園があります。これらの内、多目的広場がある公園では広さに応じた活用がされています。

【市内の公園の設置状況】(平成 22 年 3 月末現在)

公園の種類	箇所数	主 な 公 園	面積 (ha)
運動公園	1 か所	安城市総合運動公園	20.04
地区公園	4 か所	秋葉公園、堀内公園など	17.47
近隣公園	13 か所	安城公園、池浦西公園など	22.30
街区公園	69 か所	日の出公園、朝日公園など	21.81
緑 地	3 か所	さんかく緑地、小川天神川原緑地、住吉緑地	1.51
歴史公園	3 か所	安祥城址公園、丈山苑、弥厚公園	2.42

85.55

また、公民館が 11 館あり、大会議室兼体育室（ 5 か所）や多目的ホール（ 3 か所）、運動広場（ 3 か所）、テニスコート（ 1 か所）などが設置された施設があります。

課題・問題点

安城市総合運動公園、和泉公園のほかに、公園でソフトボールなどスポーツ活動に利用できるのは、柿田公園、安城東公園、池浦西公園および桜井中央公園の 4 か所です。他の公園は、大半が遊具広場と多目的広場が隣り合わせとなっておりスポーツ施設としては不向きです。上記 4 か所の公園をスポーツ施設として利用を行う場合には、安全対策として防球ネットなどの施設の充実が必要となります。また、一部の公園しか駐車場が無く、多数の人が利用する場合には駐車場問題が生じます。

今後の方針

スポーツ活動に利用できる広場をもつ公園には、公園の設置目的を損なわない範囲で、球技を行う際の安全対策として防球ネットを設置するなど既存施設をスポーツ広場として有効活用します。また、駐車台数の少ない公園の利用は、路上駐車にならないよう乗り合わせを呼びかけます。

多目的に利用できるスポーツ広場の整備

現 状

基礎調査結果では、市民が整備してほしいスポーツ施設として「多目的なグラウンド」という回答が 31.4%と「体育館」の 31.6%に次ぎ 2 番目に多く、誰でもが気軽にスポーツができる場として期待していると考えられます。

地域で多目的に利用できる広場としては、東山中学校区に柿田公園、北中学校区に安城市総合運動公園多目的グラウンドと安城東公園、池浦西公園、南中学校区に昭林

公園、明祥中学校区に和泉公園運動広場、西中学校区に西部公民館運動広場、篠目中学校区に作野公民館運動広場、桜井中学校区に桜井中央公園と川島河川敷公園などがあります。

大人のサッカーができる広さをもつ施設は、安城市総合運動公園の陸上競技場、多目的グラウンドと和泉公園運動広場、池浦西公園、桜井中央公園の5か所で、ソフトボールができる広さをもつ施設は、柿田公園、安城東公園の2か所です。西部公民館運動広場や作野公民館運動広場、川島河川敷公園、安城西公園、美園公園、東栄公園などは子どものソフトボールやゲートボールなどの利用に限定される施設となります。

安城市総合運動公園多目的グラウンドは、面積 8,140 m²でサッカー(100m x 74m)1面の使用が可能で、ゲートボールであれば12面、グラウンド・ゴルフ(標準8ホール)2コース、ソフトボール(練習)2面の利用が可能であり、地域で行われているほぼ全ての屋外スポーツ種目の利用が可能となります。

課題・問題点

日常生活圏のスポーツ施設も、近年特に愛好者が多くなっているサッカーも利用可能な面積を確保するなど大人の利用に配慮する必要があります。快適なスポーツ空間を提供するためには、スポーツ用具を保管する器具庫や便所、更衣室、休憩所、駐車場などの付帯施設を併設することが大切です。これらの付帯設備を含む多目的なグラウンドの総面積は、約10,000 m²となります。

今後の方針

土地の確保と財政的な負担が、多目的グラウンド整備には課題となりますが、計画的な整備を進めるため、人口が集中し、スポーツ施設の整備率の低い地域に多目的なグラウンドの整備の必要性や整備方法、候補地などを検討します。

また、子ども運動広場整備費補助制度(18)などを拡大し、より広い面積の運動広場が整備できるよう検討します。

明治用水緑道や安城市総合運動公園ランニングコースなどの活用

現 状

市内を流れる明治用水は暗きょ化され、上部は自転車道・遊歩道として整備されており、明治用水緑道市民駅伝大会をはじめ、多くの市民のジョギングや散歩コースとして利用されています。また、市内の走ろう会がウルトラ・マラソン大会などを開催し、明治用水緑道を大会コースとして活用しています。

安城市総合運動公園には、公園内を周回する1周約1kmのランニングコースが設置され、多くの市民がジョギング、ウォーキングに汗を流しています。

課題・問題点

明治用水緑道は総延長も長く、ところによっては犬の散歩などにも利用され、ふんの始末がされずに放置されていたり、地下道内の壁にいたずら書きがされるなど、心無い一部の利用者のマナーの向上が必要です。また、安心して、快適に利用できるよう街灯や屋外便所などの整備も必要です。

今後の方針

市が開催している歩け・ランニング運動の事業として、530運動と連携して歩きながら明治用水緑道のゴミ拾いをする歩け運動を定期的に行うなど、モラルの向上と市民の関心を高める活動を推進します。

計画目標

個人が心がけること

- ・ 自宅に近い公園などで、家族や友人とスポーツをします。
- ・ 自分が利用する公園や緑道を、汚さないよう心がけます。

地域で心がけること

- ・ 既存の助成制度などを活用し、地域にスポーツのできる広場の整備を進めます。

行政や関係団体が心がけること

(市)

- ・ スポーツに利用できる公園に防球ネットの充実など安全対策を講じ、公園の促進します。
- ・ 地域に多目的に利用できるグラウンドの整備を推進します。

(5) 企業スポーツ施設の市民への開放促進

目 的	企業が所有するスポーツ施設の開放を依頼することによって、市と企業が協働してスポーツ活動場所の提供をすることを目的とします。
-----	---

現 状

平成 14 年に実施した基礎調査結果では、従業員 300 人以上の企業でスポーツ施設を所有していると回答した 9 事業所のうち、5 事業所が市民へ施設を開放しています。利用施設は、グラウンド 4 か所、体育館 3 か所、テニスコートと卓球場は各 1 か所となっています。

一般開放の利用主体は、事業所のある地元のスポーツグループが定期的に利用していることが多く、一部の施設ではバスケットボール協会やサッカー協会が年間 10 回程度利用しています。

課題・問題点

市内でスポーツ施設を所有する事業所は 15 施設ほどありますが、本来、従業員のための施設であり、作業区域とスポーツ施設が明確に分かれていないため、一般開放されていない施設が多くあります。利用者の駐車場やトイレ、スポーツ施設が事業所の作業区域と分かれている事業所で、従業員が利用しない休業日などの一般開放を働きかけ、スポーツ施設の有効利用を図る必要があります。

企業の社会貢献という理念だけでは、収益が低下している企業ではスポーツ施設の維持管理費などの費用負担を補うことができません。利用者に応分の費用負担を求めることや、公共施設の補完的な役割を果たすことから利用受付事務など行政の支援も必要となります。

また、事業所敷地内に立ち入るため、利用規定の遵守やごみの持ち帰りなど利用者のモラル向上を図り、事業所と利用者の信頼関係を築くことが大切です。

活動場所を求めるスポーツグループがあり、地域内にスポーツ施設を有する事業所がある場合には、地域のスポーツグループや町内会などが、積極的に住民への開放を事業所に働きかけられる機会を設けるなどの支援を市が行う必要があります。

今後の方針

開放可能なスポーツ施設を所有する市内事業所と地域のニーズを把握し、企業施設の一般開放に向けた事業所と利用者の条件整備、事業所への働きかけを行います。また、一般開放に伴う受益者負担などを検討します。

地域で活動するスポーツグループの求めに応じ、スポーツ施設を有する事業所とスポーツグループを結び付ける機会を設け、市民が企業スポーツ施設を積極的に利用できるよう支援します。

計画目標

個人が心がけること

- ・ 近所の事業所で利用されていないスポーツ施設を、利用が可能か事業所に問い合わせをするなど、活動場所を自ら開拓します。
- ・ 開放された企業スポーツ施設を利用する場合は、利用規定を遵守し、事業所との信頼関係を築きます。

地域で心がけること

(事業所)

- ・ 地域との友好関係を保つため、地域の行事・事業に参加するなどの協力をします。
- ・ 所有するスポーツ施設を従業員が使用しないときには、社会貢献の一つとして地域住民へ開放します。

(スポ - ツグループ)

- ・ 近所の事業所で利用されていないスポーツ施設を、利用できるか事業所に問い合わせをするなど、活動場所を自ら開拓します。
- ・ 開放された企業スポーツ施設を利用する場合は、利用規定を遵守し、事業所との信頼関係を築きます。

行政や関係団体が心がけること

(体育協会)

- ・ 加盟するチームなどにスポーツ施設を有する事業所があれば、大会会場として利用が可能か打診します。
- ・ 施設を利用する場合は、利用規定を遵守し、事業所との信頼関係を築きます。

(市)

- ・ スポーツグループなどの求めに応じ、スポーツ施設を有する事業所と利用団体を結び付ける機会を設け、企業スポーツ施設を利用できるよう支援します。

(6) 商業スポーツ施設と公共スポーツ施設の連携

目 的	商業スポーツ施設と公共スポーツ施設が、連携してそれぞれの特徴を活かし、生涯スポーツ（４）の推進を図ることを目的とします。
-----	--

商業スポーツ施設による生涯スポーツの推進

現 状

市内には、民間のスイミングクラブやトレーニングジム、ゴルフ練習場、道場など商業スポーツ施設があり、多くの市民が健康づくりなどを目的に利用しています。民間が経営する屋内温水プールは市内に５か所と公共施設２か所をあわせると合計７か所の施設があり、水泳やアクアビクスなどの教室が幼児から高齢者までを対象に開催されています。また、空手や少林寺拳法、剣道などの道場が１４か所、ダンス教室が１７カ所、ゴルフ練習場が７か所あり、住民を対象としたスポーツ産業が市内にも定着してきました。

課題・問題点

商業スポーツ施設には、インストラクターなどの指導者が配置され、専門的な指導が受けられることが公共スポーツ施設とは異なる点です。

商業スポーツ施設は、市民が健康増進のためにお金を払ってでも利用しようとするノウハウを持っています。公共スポーツ施設ではできないサービスなど市民のスポーツニーズの補完的役割ともなり、スポーツ人口の拡大に欠かせない存在となっています。

今後は、民間のスイミングクラブが活動の成果を試す場として、スポーツセンターの公認プールでの記録会の開催や、商業スポーツ施設が開催する教室情報を公共スポーツ施設でも市民に提供するなど、双方の連携を検討する必要があります。

今後の方針

市内の商業スポーツ施設運営者と話合いの場を設け、お互いの情報交換を行うとともに、商業スポーツ施設の特色を活かした専門的指導者による講座の開設や市広報などによるPRなど、生涯スポーツ推進のため連携できる事項を協議し生涯スポーツの推進を図ります。

商業スポーツ施設と公共スポーツ施設の棲み分けと役割補完

現 状

市内の商業スポーツ施設は、プールやエアロビクススタジオ、トレーニングジムを有し、優秀な指導者や質の高いサービスなどにより、顧客の要求を満たして企業としての存続発展を続けています。これらの種目では、公共スポーツ施設よりも施設の設備や指導者、指導方法などが充実し顧客の支持を得ています。

市スポーツセンターも健康増進施設として同様の施設を持っていますが、プールやトレーニングジムは個人の単位で利用し、記録も自己管理するなど提供するプログラムやサービス内容は商業スポーツ施設と異なっています。

課題・問題点

商業スポーツ施設では、特定の種目に特化して質の高いサービスを提供して顧客の支持を得て経営されています。一方、公共スポーツ施設では多様なスポーツ種目に対応できる施設を提供するとともに、初心者向けのスポーツ教室などのプログラムサー

ビスを行っています。

スポーツ人口の増加に伴い、安価で気軽に利用できるスポーツ環境を志向する人と、より専門的で高いレベルの指導を求める人などスポーツニーズが多様になり、公共スポーツ施設と商業スポーツ施設の特徴を補完しあった共存やそれぞれの特徴を活かした経営が求められています。

今後の方針

市民の多様なスポーツニーズに応えるため、公共スポーツ施設と商業スポーツ施設の特徴を活かした事業を展開し、生涯スポーツの役割を相互に補完できるように協議していきます。

計画目標

個人が心がけること

- ・ 自らが求めるスポーツ目的や環境により、公共スポーツ施設と商業スポーツ施設を選択して利用します。

行政や関係団体が心がけること

(商業スポーツ施設)

- ・ 優秀な指導者やサービスの向上に努め、市民の健康づくりやスポーツニーズに応えます。
- ・ 市と協働して、生涯スポーツ振興のため連携できることを協議します。

(体育協会)

- ・ 水泳など商業スポーツ施設で活動している市民の、スポーツ大会への参加を促します。
- ・ 商業スポーツ施設と協働で開催するトレーニング講習会など、新たな事業を検討します。

(市)

- ・ 商業スポーツ施設が持つ特色を活かしながら、商業スポーツと協働し生涯スポーツの振興を図ります。
- ・ 商業スポーツ施設が行う各種スポーツ教室などを、市民に情報提供するなど、双方が連携してできる事項について協議します。
- ・ 商業スポーツ施設と公共スポーツ施設の利用者が、相互に交流できる事業の検討を進めます。

6 計画の評価と推進体制の整備

(1) 計画の評価と再検討

目 的	事業の進捗状況の把握、評価及び再検討により、計画の着実な推進を図ることを目的とします。
-----	---

現 状

本市では、スポーツ振興法に基づきスポーツ振興に関する審議、建議を行うスポーツ振興審議会を設置しています。委員は、体育協会（ 9 ）、体育指導委員（ 8 ）、中小学校体育連盟安城支所（ 13 ）、高等学校、老人クラブ、企業の各代表者と市民代表 3 人、大学教員の合計 10 人で構成され、平成 22 年度は、スポーツ振興計画の進捗管理と評価に加え、計画の中間見直しを行います。

課題・問題点

スポーツ振興審議会は、スポーツ振興に関する審議、建議を教育委員会に行う機関ですが、現在の委員には、商業スポーツ施設などスポーツ振興計画で採り上げた団体代表者が含まれておらず、構成委員の検討が必要となります。

今後の方針

条例では、スポーツ振興審議会の委員は 10 人以内とされており、スポーツ振興計画の評価と再検討を行う機関として位置付けます。

計画目標

行政や関係団体が心がけること

（スポーツ振興審議会）

- ・ スポーツ振興計画の進捗状況を把握、評価するとともに、スポーツ振興の提言を心がけます。

（市）

- ・ スポーツ振興審議会を、計画の評価と再検討を行う機関として位置付けます。

(2) 推進体制の整備

目 的	「マイスポーツ運動」の推進体制を整備することにより、計画の着実な推進を図ることを目的とします。
-----	---

現 状

体育指導委員（ 8 ）は、連絡協議会を組織し、地域の生涯スポーツ（ 4 ）振興の推進者として活動しています。また、体育協会（ 9 ）は市内のスポーツ団体などを統括する団体として、スポーツ愛好者の拡大と競技力の向上に努めています。

課題・問題点

これまでは、生涯スポーツを推進する体育指導委員と、競技スポーツ（ 4 ）を推進する体育協会とは、必ずしも互いに直接連携を図ってスポーツの振興を進めていたわけではなく、それぞれが市を介して事業を実施していました。

基礎調査結果では、スポーツを行っている理由として「健康を保持・増進するため」と回答した人が 69.3%、「スポーツが好きだから・楽しいから」と回答した人が 44.8%であり、記録や勝敗を競うことがスポーツを行う大きな動機とはなっていません。また、今後スポーツを行おうとする場合の理由でも、同様の傾向が見られます。

本計画で掲げる「マイスポーツ運動」は、スポーツを通じた健康づくりや生きがいをも目的とした生涯スポーツや記録や勝敗を競う競技スポーツなど「するスポーツ」に留まらず、「みるスポーツ」や「おしえるスポーツ」、さらにはボランティア（ 6 ）など「ささえるスポーツ」をも含み、市民が様々なかたちでスポーツに関わることを推進することが必要です。

今後の方針

基本計画 4 - （ 4 ）「スポーツ団体の相互理解と情報交換の場の自主的設置への支援」中の体育・スポーツ団体の懇談会を契機に、「マイスポーツ運動」を推進する体制の整備を推進します。

計画目標

個人が心がけること

- ・ 自らの生きがいづくりとして、「マイスポーツ運動」を実践します。

地域で心がけること

- ・ 地域でスポーツ愛好者やスポーツグループを育成し、「マイスポーツ運動」を推進します。

行政や関係団体が心がけること

- （スポーツ団体）
 - ・ 各団体の相互理解を深め、お互いの情報交換を図ることを心がけます。
- （市）
 - ・ 体育・スポーツ団体の懇談会参加を契機に、「マイスポーツ運動」の推進体制の整備を推進します。